

東京都中学校体育連盟柔道競技部大会実施規程

第1章 審判員

（審判規程の申し合わせ事項）

第1条

東京都における中学校の柔道大会で行われる試合は、国際柔道連盟試合審判規程及び国内における少年大会特別規程を適用して行う。ただし試合場に関してはこの限りではない。また、試合時間及び勝敗の決定は本規定第6章・試合方法で定めるところによる。

（規程適用の教育的配慮）

第2条

審判規程の適用に当たっては、対象の中中学生であることを理解し、特に国内における少年大会特別規程を熟知し、常に教育的観点から配慮や判断を行うよう努めなければならない。

（事故防止）

第3条

事故災害の防止には特に配慮し、危険と認められたときは、時期尚早と思われても試合を一時中断し対処するなど、適切に処置しなければならない。

（審判員の資格）

第4条

審判員は、東京都中学校体育連盟加盟校柔道競技部の責任教諭であることを原則とする。ただし、常任専門委員会が認めた場合は加盟校柔道部の責任教諭以外であっても東京都中学校体育連盟柔道競技部（以下本部という）が主催する大会で審判を行うことができる。

（審判技術の研修）

第5条

本部が主催する中学校柔道大会で審判を行う審判員は、本部が開催する審判実技研修会または東京都柔道連盟が開催する審判講習会等に参加し審判技術の向上に努力する。

第2章 大会

（東京都中学校柔道大会）

第6条

東京都中学校体育連盟主催の東京都中学校柔道大会として、次の試合を行う。

- (1) 東京都中学校対抗柔道大会
- (2) 東京都中学校対抗女子柔道大会
- (3) 東京都中学校体重別柔道選手権大会
- (4) 東京都中学校体重別女子柔道選手権大会

※ (1)(2)(3)(4)は東京都中学校総合体育大会柔道競技として、全国中学校柔道大会と関東中学校柔道大会の東京都予選を兼ねる。

- (5) 東京都中学校新人柔道大会
- (6) 東京都中学校新人体重別女子柔道選手権大会
- (7) 東京都中学校新人体重別柔道選手権大会
- (8) 東京都中学校新人女子柔道大会

(ブロックの推薦)

第7条

各ブロックは、第6条(3)・(7)の大会について次の基準に従って大会出場チーム(選手)を推薦するために、ブロック大会を行わなければならない。会場その他の理由により、この基準を適用できない場合は、常任専門委員会の承認を経て変更することができる。

(1) 東京都中学校体重量別柔道選手権大会

- ①この大会に出場できる各ブロックの推薦選手数は、50kg 級、55kg 級、60kg 級、66kg 級、73kg 級、81kg 級、90kg 級、90kg 級とも次の通りとする。

南ブロック → 12 名
北ブロック → 12 名
東ブロック → 12 名
多摩ブロック → 12 名

各階級の推薦選手数 → 48 名
[これに島嶼参加選手が加えられる。]

- ②各ブロック大会において、同一のチームから各階級に出場する選手数は、各ブロック別に定めることができるが、この大会に同一の中学校から出場する選手数は、各階級とも 2 名以内とする。

- ③島嶼のチームの選手が出場する場合は、総数に加えるものとする。

(2) 東京都中学校新人体重量別柔道選手権大会

- ①この大会に出場できる各ブロックの推薦選手数は、50kg 級、55kg 級、60kg 級、66kg 級、73kg 級、81kg 級、90kg 級、90kg 級とも次の通りとする。

南ブロック → 12 名
北ブロック → 12 名
東ブロック → 12 名
多摩ブロック → 12 名

各階級の推薦選手数 → 48 名
[これに島嶼参加選手が加えられる。]

- ②各ブロック大会において、同一のチームから各階級に出場する選手数は、各ブロック別に定めることができるが、この大会に同一の中学校から出場する選手数は、各階級とも 2 名以内とする。

- ③島嶼のチームの選手が出場する場合は、総数に加えるものとする。

第8条

第6条(1)・(2)・(4)・(5)・(6)・(8)の大会については、ブロック大会への出場を義務付けブロック大会に出場したチーム、選手に参加資格が与えられる。ただし、(1)(2)の大会については、前年度(5)(8)の大会でベスト 4 以上に進出したチームは推薦チームとなり、ブロック大会は免除とする。

- (1) 東京都中学校対抗柔道大会
(2) 東京都中学校対抗女子柔道大会
(4) 東京都中学校体重量別女子柔道選手権大会
(5) 東京都中学校新人柔道大会
(6) 東京都中学校新人体重量別女子柔道選手権大会
(8) 東京都中学校新人女子柔道大会

(全国大会・関東大会への推薦)

第9条

第6条(1)・(2)・(3)・(4)の大会は、東京都中学校総合体育大会柔道競技として、全国中学校柔道大会と関東中学校柔道大会の東京都予選を兼ねるものとする。全国大会・関東大会への代表チーム(選手)の決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 東京都中学校対抗柔道大会

- ①全国大会への代表チーム決定方法

- ア 東京都の代表チーム数は、1 チームを原則とし、優勝チームを代表チームとする。
- イ 東京都が全国大会の開催地となる場合の代表チーム数は、開催地代表を加えて2 チームを原則とし、決勝戦に出場した2 チームを代表とする。

②関東大会への代表チーム決定方法

- ア 関東大会への東京都代表チーム数は4 チームとし代表チーム決定方法は、手引きの「大会組み合わせ申し合わせ事項」の「5-5 順位決定戦」を参照のこと。

(2) 東京都中学校対抗女子柔道大会

①全国大会への代表チーム決定方法

- ア 東京都代表チーム数は、1 チームを原則とし、優勝チームを代表チームとする。
- イ 東京都が全国大会の開催地となる場合の代表チーム数は、開催地代表を加えて2 チームを原則とし、決勝戦に進出した2 チームを代表チームとする。

②関東大会への代表チーム決定方法

- ア 関東大会への東京都代表校数は3 チームを原則とし、代表チーム決定方法は、手引きの「大会組み合わせ申し合わせ事項」の「5-5 順位決定戦」を参照のこと。

(3) 東京都中学校体重別柔道選手権大会

①全国大会への代表選手決定方法

- ア 東京都代表選手数は1 名を原則とし、優勝者を代表選手とする。
- イ 東京都が全国大会の開催地となる場合の代表選手数は、開催地代表を加えて2 名を原則とし、決勝戦進出者2 名を代表選手とする。

②関東大会への代表選手決定方法

- ア 関東大会への東京都代表選手数は3 名を原則とし、代表者の決定方法は手引きの「大会組み合わせ申し合わせ事項」の「2-5 順位決定戦」を参照のこと。

(4) 東京都中学校体重別女子柔道選手権大会

①全国大会への代表選手決定方法

- ア 東京都代表選手数は、1 名を原則とし、優勝者を代表選手とする。
- イ 東京都が全国大会の開催地となる場合の代表選手数は、開催地代表を加えて2 名を原則とし、決勝戦進出者2 名を代表選手とする。

②関東大会への代表選手決定方法

- ア 関東大会への東京都代表選手数は2 名を原則とし、代表者決定方法は手引きの「大会組み合わせ申し合わせ事項」の「3-5 順位決定戦」を参照のこと。

(ブロック大会)

第10条

削除

(団体戦のチーム編成)

第11条

東京都で行われる中学校柔道大会における団体戦のチームは、1 チーム単位で編成したチームとし、次の要領で編成しなければならない。なお、補欠と交代し一度退いた選手はその後の一連の試合に出場できない。

(1) 東京都中学校対抗柔道大会

- ① 1 チームの人員は、監督(当該学校の教員又は地域クラブ活動の監指導者) 1 名、男子選手5 名・男子補欠2 名の計8 名で編成し、体重の最も重い者を大将とし、以下順次体重順に編成する。
- ② 1 チームの出場選手数は5 名とするが、これに満たない場合は少なくとも3 名以上で編成する。5 名に満たない場合は大将より順次体重順に編成するものとし、4 名の場合は先鋒を、3 名の場合は先鋒・次鋒を

空位とする。

- ③選手を交代するときは、あらかじめ登録された補欠の選手でなければならない。交代した場合も体重の最も重い者を大将とし、以下順次体重順に編成する。

(2) 東京都中学校対抗女子柔道大会

- ①1チームの人員は、監督（当該学校の教員又は地域クラブ活動の指導者）1名、女子選手3名・女子補欠1名の計5名で編成し、体重の最も重い者を大将とし、以下順次体重順に編成する。
- ②1チームの出場選手数は3名とするが、これに満たない場合は少なくとも2名以上で編成する。3名に満たない場合は大将より順次体重順に編成するものとし、2名の場合は先鋒を空位とする。
- ③選手を交代するときは、あらかじめ登録された補欠の選手でなければならない。交代した場合も体重の最も重い者を大将とし、以下順次体重順に編成する。

(3) 東京都中学校新人柔道大会

- ①1チームの人員は、監督（当該学校の教諭）1名、1年もしくは2年の選手5名と補欠2名の計8名で編成し、体重の最も重い者を大将とし、以下順次体重順に編成する。
- ②1チームの出場選手数は5名とするが、これに満たない場合は少なくとも3名以上で編成する。5名に満たない場合は、順次体重順に編成するものとし、4名の場合は先鋒を、3名の場合は先鋒・次鋒を空位とする。
- ③選手を交代するときは、あらかじめ登録された補欠の選手でなければならない。交代した場合も体重の最も重い者を大将とし、以下順次体重順に編成する。

(4) 東京都中学校新人女子柔道大会

- ①1チームの人員は、監督（当該学校の教員又は地域クラブ活動の指導者）1名、女子選手3名・女子補欠1名の計5名で編成し、体重の最も重い者を大将とし、以下順次体重順に編成する。
- ②1チームの出場選手数は3名とするが、これに満たない場合は少なくとも2名以上で編成する。3名に満たない場合は大将より順次体重順に編成するものとし、2名の場合は先鋒を空位とする。
- ③選手を交代するときは、あらかじめ登録された補欠の選手でなければならない。交代した場合も体重の最も重い者を大将とし、以下順次体重順に編成する。

(個人戦の階級)

第12条

東京都で行われる中学校柔道大会における個人戦の階級は、次のとおりとする。

(1) 東京都中学校体重別柔道選手権大会

この大会は、男子の出場する大会であり、次の体重区分により8階級を行う。

「50 kg級」	→ 50.0 kg以下
「55 kg級」	→ 50.0 kgを超えて 55.0 kg以下
「60 kg級」	→ 55.0 kgを超えて 60.0 kg以下
「66 kg級」	→ 60.0 kgを超えて 66.0 kg以下
「73 kg級」	→ 66.0 kgを超えて 73.0 kg以下
「81 kg級」	→ 73.0 kgを超えて 81.0 kg以下
「90 kg級」	→ 81.0 kgを超えて 90.0 kg以下
「90 kg超級」	→ 90.0 kgを超える

(2) 東京都中学校体重別女子柔道選手権大会

この大会は、女子が出場する大会であり、次の体重区分により8階級を行う。

「40 kg級」	→ 40.0 kg以下
「44 kg級」	→ 40.0 kgを超えて 44.0 kg以下
「48 kg級」	→ 44.0 kgを超えて 48.0 kg以下

- 「52 kg級」 → 48.0 kgを超えて 52.0 kg以下
「57 kg級」 → 52.0 kgを超えて 57.0 kg以下
「63 kg級」 → 57.0 kgを超えて 63.0 kg以下
「70 kg級」 → 63.0 kgを超えて 70.0 kg以下
「70 kg超級」 → 70.0 kgを超える

(3) 東京都中学校新人体重別女子柔道選手権大会

この大会は1・2年生女子が出場する大会であり、次の体重区分により8階級を行う。

- 「40 kg級」 → 40.0 kg以下
「44 kg級」 → 40.0 kgを超えて 44.0 kg以下
「48 kg級」 → 44.0 kgを超えて 48.0 kg以下
「52 kg級」 → 48.0 kgを超えて 52.0 kg以下
「57 kg級」 → 52.0 kgを超えて 57.0 kg以下
「63 kg級」 → 57.0 kgを超えて 63.0 kg以下
「70 kg級」 → 63.0 kgを超えて 70.0 kg以下
「70 kg超級」 → 70.0 kgを超える

(4) 東京都中学校新人体重別柔道選手権大会

この大会は1・2年男子が出場する大会であり、次の体重区分により8階級を行う。

- 「50 kg級」 → 50.0 kg以下
「55 kg級」 → 50.0 kgを超えて 55.0 kg以下
「60 kg級」 → 55.0 kgを超えて 60.0 kg以下
「66 kg級」 → 60.0 kgを超えて 66.0 kg以下
「73 kg級」 → 66.0 kgを超えて 73.0 kg以下
「81 kg級」 → 73.0 kgを超えて 81.0 kg以下
「90 kg級」 → 81.0 kgを超えて 90.0 kg以下
「90 kg超級」 → 90.0 kgを超える

第3章 参加資格

(参加資格)

第13条

選手は、東京都中学校体育連盟に加盟している中学校の生徒でなければならない。ただし、中高一貫校の生徒は、中学部入学から3年間の中等課程に在籍している者とする。また、東京都中学校体育連盟に認められた地域クラブ活動の中学生とする。

第14条

選手は当該中学校長の参加承認を得ている者でなければならない。「申込書」に学校長の承認印のない場合は、出場することができない。※地域クラブ活動は除く

(大会の引率)

第15条

選手は大会当日、学校長が承認し、かつ大会本部に登録した引率責任者によって引率されていなければならない。地域クラブ活動においては代表者が承認し、かつ大会本部に登録した引率責任者によって引率される。

（引率の代理）

第16条

第15条に示す責任者が引率できず、代理の者が引率する場合も、当該中学校の教員でなければならない。また、その場合は当該中学校長が承認した委任状を持参しなければならない。委任状は大会本部にすみやかに提出するものとする。※地域クラブ活動は除く”

【第15・16条の特例】＝P8「東京都中学校体育大会監督・引率細則」参照

【第15・16条の特例】

次の大会においては、東京都中学校体育連盟が別に定める条項に従って、当該校の学校職員・当該校の部活動を指導している外部指導者・当該生徒の保護者の中から当該校の学校長が承認した者の引率を認める。

- （1） 東京都中学校体重別柔道選手権大会
- （2） 東京都中学校体重別女子柔道選手権大会
- （3） 東京都中学校新人体重別女子柔道選手権大会
- （4） 東京都中学校新人体重別柔道選手権大会

（チーム編成の単位）

第17条

団体戦におけるチームの編成は、中学校単位、同一地域クラブ活動の生徒で編成しなければならない。

（登録選手の変更）

第18条

登録された選手に事故があったときは、あらかじめ登録された補欠の選手をもって補充しなければならない。大会開始前にあらかじめ登録された選手（補欠を含む）が事故等によって大会当日に交代を余儀なくされた場合は、大会の開会式開始前までに、当該中学校長の選手変更願に医師の診断書を添えて大会本部に変更を願い出て、承認を受けなければならない。※地域クラブ活動は代表者

（競技者登録）

第19条

選手は、全日本柔道連盟の競技者登録をすることが望ましい。

（指導者登録）

第20条

引率する責任教諭は、全日本柔道連盟の指導者登録をすることが望ましい。

第4章 負傷の取り扱い

（負傷の手当て）

第21条

試合中に起きた負傷については、大会本部があらかじめ指定した救護係の応急処置を受けるものとする。大会本部は大会当日の応急処置以上の手当は行わない。

（事故報告書）

第22条

大会本部は負傷の程度に応じてその事故報告書を作成し、保存しておかなければならない。

第5章 大会参加費

（参加費）

第23条

団体戦の参加費は1チーム9,000円とする。ただし、東京都中学校春季柔道大会・女子の部及び東京都中学校対抗女子柔道大会については1チーム7,000円とする。

第24条

個人戦の参加費は1人2,000円とする。

第25条

東京都中学校柔道大会の参加費はブロック大会の参加費とは別に納めなければならない。

(参加費の納入時期)

第26条

ブロック大会に参加する中学校(チーム・選手)は、ブロック大会参加申し込みの際に参加費を納めなければならない。

第27条

ブロックの推薦を受けて東京都中学校柔道大会に参加する中学校(チーム・選手)は、ブロック大会終了後に都大会参加費をブロック大会本部に納めなければならない。

第28条

ブロック予選を経ず、オープン参加となる東京都中学校柔道大会に出場を希望する中学校は、都大会参加申し込みの際に参加費を納めなければならない。

(ブロック独自の大会の参加費)

第29条

各ブロックが独自に開催する大会の参加費の金額については、ブロックごとに決定することができる。ただし、その金額は東京都中学校柔道大会の参加費の金額を超えない範囲とし、あらかじめ本部に届け出なければならない。

第6章 試合方法

(試合形式)

第30条

試合は、原則トーナメント戦形式とする。勝敗決定の方法は、次のとおりとする。

(1) 団体戦

- ① 勝ち点の多い方を勝ちとする。
- ② 勝ち点が同等の場合は勝ち点の内容を見る。勝ち点の内容は「一本」「技あり」「有効」「僅差」の4種類とし、それに満たない場合は「引き分け」とする。
- ③ 勝ち点の内容も全く同等のときは任意の選手による代表戦を1回行い、必ず勝敗を決する。その際の判定基準は全国中学校柔道大会の申し合わせ事項による。

(2) 個人戦

その都度必ず勝敗を決するものとする。その際の判定基準は本規程第32条(判定基準)による。

(試合時間)

第31条

試合時間はすべて3分間とする。

(判定基準)

第32条

個人戦は、規定試合時間において、「一本」、「技あり」、「有効」のスコアでのみで勝敗が決する。直接もしくは累計による「反則負け」を除き、「指導」(1回目、2回目)の違いだけでは勝者を決定しない。規程試合時間内

の「指導」は、相手のスコアとはならない。規程試合時間が終了した時点で、試合両者に「一本」、「技あり」、「有効」のスコアがない場合、もしくはスコアが同等である場合、「指導」の有無にかかわらず、時間無制限の延長戦（ゴールデンスコア）を実施する。延長戦（ゴールデンスコア）に入る前の規程試合時間内に与えられたスコア、ならびに罰則は、引き続き反映され、スコアが与えられた時点で、延長戦（ゴールデンスコア）は終了となる。延長戦（ゴールデンスコア）中に「指導」が与えられた場合、与えられた選手が相手よりも多くの「指導」を受けたことになる場合、その試合は終了となる。

第7章 組み合わせ

（組み合わせ会議）

第33条

東京都中学校柔道大会の組み合わせは以下の基準に従って、常任専門委員会競技委員会が責任をもって抽選を行うものとする。ただし、必ず常任専門委員会の承認を得るものとする。尚、組み合わせ上の詳細なルールについては、手引き「大会組合せ申し合わせ事項」を参照のこと。

（ブロック大会の成績報告）

第34条

各ブロックの常任専門委員・競技委員は、東京都中学校柔道大会の予選を兼ねて行われるブロック大会の成績を8部作成し、東京都中学校柔道大会の組み合わせ会議に持参して各ブロック及び本部へ1部ずつ提出しなければならない。

第8章 表彰

（表彰の基準）

第35条

東京都中学校体育連盟柔道部が主催する東京都中学校柔道大会では手引き「大会組合せ申し合わせ事項」に記載されたとおり行う。

第9章 柔道衣

（柔道衣の規格）

第36条

試合に出場する選手は、『国際柔道連盟試合審判規程』に示された正しい規格の柔道衣を着用しなければならない。

（柔道衣の点検）

第37条

審判員は、試合を行う選手が正しい規格の柔道衣を着用していることを確認しなければならない。審判員は、規程に違反している柔道衣を着用していると指摘した選手に、正しい規格の柔道衣にすみやかに着替えなければならない。

第38条

試合中に選手が着用している柔道衣が破損していることを発見した審判員は、直ちにその試合者に合った正しい規格の柔道衣に着替えさせなければならない。また、審判員に破損を指摘された選手は、正しい規格の柔道衣にすみやかに着替えなければならない。

（ゼッケン）

第39条

試合に出場する選手は、柔道衣の背面に規程のゼッケンをつけなければならない。

（ゼッケン規程）括弧内の数字は

- ① 布地は白色（晒 太綾）
- ② サイズは横【30～35 cm】縦【25～30 cm】

- ③ 名字（姓）は上側 2/3

所属名は 下側 1/3 【新規格】→

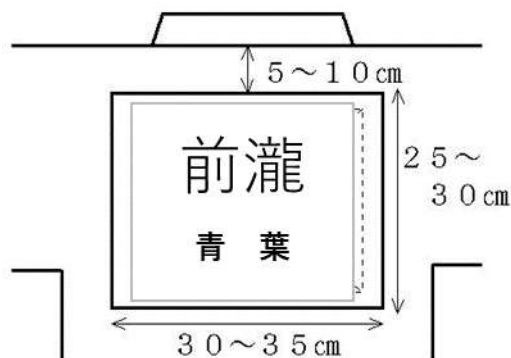
- ④ 文字は楷書で太く書く。

男子は黒色・女子は濃い赤色

- ⑤ 縫い付けの場所は後ろ襟から 10 cm

【5～10 cm】下部に位置する場所に縫い付ける。対角線にも縫い付ける。

- ⑥ 横 30 cm±3 cm・縦 22 cm±3 cmとあるのは体格の大きさに応じて±3 cmを考慮することである。



（柔道衣のチーム名のマーク）

第40条

東京都中学校体育連盟が主催する大会に出場する選手は、所属するチーム名もしくはチームを象徴するマーク以外をつけた柔道衣を着用して試合に参加することはできない。”

（有段者が黒帯を締める義務）

第41条

試合に出場する選手で、講道館より段位を認められている者は黒帯を締めなければならない。

（試合者が赤白紐を締める義務）

第42条

試合に出場する選手は、赤白を標識する赤（又は白）の紐を締めなければならない。その赤白を標識する紐は出場チーム（者）が必要分を用意しなければならない。

第10章 計 量

（計量義務）

第43条

東京都中学校柔道大会のうち、計量の必要がある大会に出場する選手は、計量時間内に計量を受け、参加資格の確認を受けなければならない。

（体重区分違反の失格）

第44条

体重別選手権大会に出場を申し込んだ選手が計量をしたとき、あらかじめ届け出た階級の体重区分に適していない選手は失格とし、その大会に出場する権利を失う。なお、体重区分に適していないというのは、規定の体重を超えた場合だけでなく、規定の体重に達していない場合も含む。[第2章第12条参照] ”

（計量時の服装）

第45条

計量の服装は、男子はTシャツと柔道着の下穿き、女子は白の無地Tシャツと柔道衣の下穿きの着用とする。包帯・サポーター等の着用は一切認めない。なお、体重別選手権大会の計量には柔道衣の重さは含まないので、必要に応じて脱衣して計量することができる。”

（適切な減量指導の義務）

第46条

試合に出場を希望する選手は発育・発達過程にある中学生であることを考慮し、無理な減量を行ってはならない。指導する責任教諭は教育的見地から適切な指導をしなければならない。

第11章 応 援

（試合会場への入場）

第47条

東京都中学校柔道大会の試合会場に入場できるのは、大会役員並びに試合申込用紙にあらかじめ登録した責任者（引率者）とその出場チームの選手・補欠のみとする。その他は応援者であり、試合会場に入場することはできない。但し、東京都中学校体育連盟に登録されている各チーム1名の外部指導者は入場を認める。

（大会会場使用上の注意）

第48条

東京都中学校柔道大会に参加する出場チームの責任者（引率者）と選手は借用する会場の使用規程を遵守する義務と責任を負う。また、応援者も大会関係者であり、同様の義務と責任を負う。会場の使用に関して、著しく他に迷惑と影響を及ぼしたと指摘された中学校は、以後の東京都中学校体育連盟が主催する大会に出場を見合わせる場合もあり、当該チームはその決定に従わなければならない。

第12章 その他の申し合わせ

（登録）

第49条

東京都中学校体育連盟柔道部に加盟し、第2章・第6条で示されている東京都中学校柔道大会に出場を希望するチームは、下記の要領で『加盟・登録』を行わなければならない。

（1）東京都中学校体育連盟への加盟

学校として東京都中学校体育連盟への加盟登録を行う。加盟登録に際しては所定の加盟費を納付するものとする。

（2）（公財）全日本柔道連盟登録

① （公財）全日本柔道連盟ならびに（公財）東京都柔道連盟が主催する大会に出場を希望する場合は、（公財）全日本柔道連盟が別に定める団体登録並びに出場希望選手の競技者登録を行い、それぞれの登録について登録費を納入する。また、初段に合格した者は（公財）全日本柔道連盟が別に定める競技者登録を行い、登録費を納入する。

② 指導者登録は個々の指導者の判断によって行うものとする。

（競技役員・係員）

第50条

「競技役員」「係員（補助役員）」については下記のとおりとする。

（1）競技役員

第2章・第6条で示されている東京都中学校柔道大会の競技役員は、東京都中学校体育連盟に加盟登録している中学校の責任教諭・引率者をもって構成する。役員の構成・人数については別に定める。

（2）係員

第2章・第6条で示されている東京都中学校柔道大会の係員は、東京都中学校体育連盟に加盟登録してい

る中学校の生徒をもって構成する。係員の構成・人数については別に定める。「係員」に指名された中学校の責任教諭は、大会運営に支障のない程度の知識・内容を生徒に適切に指導しなければならない。

付 則

第51条

この大会実施規程は、平成3年4月1日より実施する。

第1次改定は、平成5年4月17日より実施する。

第2次改定は、平成6年4月23日より実施する。

第3次改定は、平成7年4月20日より実施する。

第4次改定は、平成8年4月20日より実施する。

第5次改定は、平成9年4月19日より実施する。

第6次改定は、平成10年4月18日より実施する。

第7次改定は、平成11年4月17日より実施する。

第8次改定は、平成12年4月15日より実施する。

第9次改定は、平成13年4月21日より実施する。

第10次改定は、平成14年4月19日より実施する。

第11次改定は、平成15年4月18日より実施する。

第12次改定は、平成16年4月24日より実施する。

第13次改定は、平成17年4月23日より実施する。

第14次改定は、平成18年4月22日より実施する。

第15次改定は、平成19年4月21日より実施する。

第16次改定は、平成20年4月19日より実施する。

第17次改定は、平成22年4月24日より実施する。

第18次改定は、平成23年4月23日より実施する。

第19次改定は、平成25年4月20日より実施する。

第20次改訂は、平成28年4月23日より実施する。

第21次改訂は、令和6年4月6日より実施する。

第22次改訂は、令和7年4月6日より実施する。